

第1章 基本的な考え方

1 食育基本法*

2 国の計画と動向

(1) 食育推進基本計画

(2) 第2次食育推進基本計画

(3) 第2次食育推進基本計画の一部改定

3 県の計画と動向

(1) 第1次食育推進計画

(2) 第2次食育推進計画

4 市の計画

(1) 計画の位置づけ

(2) 計画期間

1

食育基本法*（平成17年6月17日法律第63号）

<前文>

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病*の増加、過度の瘦(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及

び消費の推進並びに食料自給率*の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

2

国の計画と動向（内閣府HPより）

（1）食育推進基本計画

はじめに

計画期間は平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間

第 1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- 1.国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 2.食に関する感謝の念と理解
- 3.食育推進運動の展開
- 4.子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- 5.食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 6.伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と
食料自給率*の向上への貢献
- 7.食品の安全性の確保等における食育の役割

第 2 食育の推進の目標に関する事項

- 1.食育に関心を持っている国民の割合(70%→90%)
- 2.朝食を欠食する国民の割合(子ども 4%→0%、20 代男性 30%→15%、
その他)

- 3.学校給食における地場産物を使用する割合(21%→30%)
- 4.「食事バランスガイド*」等を参考に食生活を送っている国民の割合(60%)
- 5.内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)*を認知している国民の割合(80%)
- 6.食育の推進に関わるボランティアの数(20%増)
- 7.教育ファーム*の取組がなされている市町村の割合(42%→60%)
- 8.食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(60%)
- 9.推進計画を作成・実施している自治体の割合(都道府県 100%、市町村 50%)

第3 食育の総合的な促進に関する事項

- 1.家庭における食育の推進
- 2.学校、保育所等における食育の推進
- 3.地域における食生活の改善のための取組の推進
- 4.食育推進運動の展開(食育月間*(毎年6月)、食育の日*(毎月19日))
- 5.生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- 6.食文化の継承のための活動への支援等
- 7.食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 都道府県等による推進計画の策定促進、基本計画の見直し等

(2) 第2次食育推進基本計画

- 食育基本法*(平成17年6月17日法律第63号)第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)が作成
- 平成18年3月に最初の計画を策定(平成18年度から22年度まで)、今回は平成23年度から27年度までの5年間について定める。

◇新しい計画のポイント(下線部は主な違いや新規部分)

- (コンセプト)「周知」から「実践」へ
- 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」を掲げる。
 - ① 生涯にわたるライフステージ*に応じた間断ない食育の推進
 - ② 生活習慣病*の予防及び改善につながる食育の推進
 - ③ 家庭における共食*を通じた子どもへの食育の推進

◇新しい計画の概要

【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題

- (1)生涯にわたるライフステージ*に応じた間断ない食育の推進
- (2)生活習慣病*の予防及び改善につながる食育の推進
- (3)家庭における共食*を通じた子どもへの食育の推進

2. 基本的な取組方針

- (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2)食に関する感謝の念と理解
- (3)食育推進運動の展開
- (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率*の向上への貢献
- (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

【第2 食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成27年度までの達成を目指すもの）

(1)食育に関心を持っている国民の割合の増加

《現状値》70.5%⇒《目標値》90%以上

(2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食*」の回数の増加

《現状値》朝食+夕食=週平均9回⇒10回以上

(3)朝食を欠食する国民の割合の減少

《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7%⇒《目標値》

子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下

(4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加

《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上

(5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加

《現状値》50.2%⇒60%以上

(6)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）*の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加

《現状値》41.5%⇒《目標値》50%以上

(7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関する国民の割合の増加

《現状値》70.2%⇒80%以上

(8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加

《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上

(9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加

《現状値》27%⇒《目標値》30%以上

- (10) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
《現状値》37.4%⇒90%以上
- (11) 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加
《現状値》40%⇒100%

【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進（「生活習慣病*の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加）
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加）
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（「世代区分等に応じた国民の取組の提示（「食育ガイド*」（仮称）の作成・公表）」の記述を追加）

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進（「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加）
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

(3) 第2次食育推進基本計画の一部改定（平成25年12月26日）

（下線は一部改定部分）

第2 食育の推進の目標に関する事項

2. 食育の推進に当たっての目標

- (4) 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加 学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地

域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消*の有効な手段であるため、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合（食材ベース）について、平成22年度までに30%以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに30%以上とすることを目指す。また、各都道府県内において当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に国内産の農林水産物を活用していくことも前述の学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効であり、新たに学校給食における国産の食材を使用する割合の増加も目標として追加する。具体的には、平成24年度において全国平均77%となっている割合（食材ベース）について、平成27年度までに80%以上とすることを目指す。

【第2 食育の推進の目標に関する事項】

(4) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加

《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上

学校給食における国産の食材を使用する割合の増加

《現状値（一部改定時）》77%⇒《目標値》80%以上

③ 県の計画と動向（千葉県HPより）

(1) 第1次食育推進計画（平成20年11月13日）

『元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画』

—地域のちからで築こう「ちば型食生活*」—

1. キャッチフレーズ

『食べること・生きること』

「生命（いのち）をつなぐちばの食育」

2. 食育推進の4つの視点

(1)親から子へつなぐ生命（いのち）

(2)人から人へつなぐ文化

(3)作り手から買い手へつなぐ食べ物

(4)わたし、あなた、みんなへつなぐ輪

3. 趣旨と位置づけ等

- 白紙の状態から県民の声を踏まえ作り上げた県民主体の計画
- 食育基本法*に基づく都道府県食育推進計画
- 市町村食育推進計画の指針として、また、県民運動の指針として活用
- 「健康ちば 21」「千葉県教育の戦略的ビジョン」「千葉県次世代育成支援行動計画」等との連携
- 計画期間：平成 20 年度から 23 年度の 4 年間

4. 基本理念

大地と海の恵み豊かな「ちばの食材・食品」をしっかり噛んで味わうことから始め、「ちばの食」を実感し、食を通して郷土意識を育みながら、健やかな体と豊かな心をもった人づくりを目指します。

さらに、みんなで取り組む「ちばの豊かな食卓づくり」を県民運動として推進し、「ちば」に暮らす喜びと健康が実感できる「元気な『ちば』」を創ります。

○3 つのちからでちばの食育を推進

- ①ちばの食育を支える「県のちから（人材・食材・産業・文化）」
- ②個性と活力あふれる「地域のちから（地域力）」
- ③「ちば型食生活*」の実践を通した「個人のちから」

○ちばの食育が目指す 7 つの方向

- ①食の基本を知る
- ②本物を志向する
- ③食を通して「ちば」を知り、愛着を持ち、誇りに思う県民をみんなで育てる
- ④与えられる食から自ら選んで摂る食へ、意識改革を図る
- ⑤家族のちから、地域のちからを育てる食育
- ⑥あらゆる世代で取り組む食育
- ⑦家庭における「ちば型食生活*」の実践

5. 施策展開

(1) 親から子へつなぐ生命

- ①食は人生初めての冒険です。噛むからと好奇心を育てる授乳・離乳期からの食育を推進します。
- ②保育所・幼稚園は、乳幼児が人との関わりの中で基本的な生活習慣を身につける場所です。噛むことを大切にしながら、こころと身体をいきいきと保つ食育を推進します。

③生活習慣病*の予防はバランスのとれた食生活から、「脱メタボ」を推進するため食から始まる健康づくりを推進します。

④家庭は「食を楽しみ育む場」です。家族で食卓を囲み、語らい、食の楽しさを伝える食育を推進します。

(2) 人から人へつなぐ文化

①学校においては、生涯にわたり、健康な心身を培うために、食を楽しみ、味わい、生活リズムを身につけ食生活について、自ら考え、理解し、行動できる「いきいきちばっ子」を育てます。また、学校給食を活用した千産千消*を推進し、ふるさと「ちば」の理解と豊かな心を育みます。

②人との触れあいや食に関する様々な食教育を通して、「食への感謝」や「もったいない」と感じる豊かな心を育み、「農業への理解」や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。

③「地域の食・ちばの食・日本の食・世界の食」のつながりを見据えたグローバルな視点と郷土の食文化を大切にし、ふるさと「ちば」を再認識・再発見する郷土意識を育む取組を推進します。

(3) 作り手から買い手へつなぐ食べ物

①「食」と「農」を身近に感じ、ちばの食文化に触れ、食の宝庫「ちば」に育った喜びを実感できる食育を推進します。

②「食」に対する不安に対処する情報の提供と「食」の安全や安心の確保に向けた取組を推進します。

③食や健康に関わる不確かな情報を鵜呑みにせず、信頼できる情報を適切に選択し、判断する力をよしなう取組を推進します。

(4) わたし、あなた、みんなへつなぐ輪

①「ちば型食生活*」の普及・啓発を図り、「個人のちから」で「元気な『ちば』」を創ります。

②だれでも、どこでも、いつからでも、できることから始める食育で「元気な『ちば』」を創ります。

③みんなで取り組む「ちばの豊かな食卓づくり」を通じて「元気な『ちば』」を創ります。

6. 重点施策項目

(1) 親から子へつなぐ生命

施策①-1 噛むことから始める乳幼児期からの食育の推進

-2 保育所・幼稚園での食育の推進

-3 県民一人ひとりの生涯にわたる健康づくり

-4 家庭における食育の推進

(2) 人から人へつなぐ文化

施策②-1 学校における食育の指導体制と指導内容の充実

- 2 学校給食を活用した食育の充実と千産千消*の推進
- 3 生産者との触れあいや都市と農山漁村の顔の見える交流の促進と体験を通じて食を学ぶ取組の推進
- 4 地域の優れた食文化や食習慣の継承

(3)作り手から買い手へつなぐ食べ物

- 施策③-1 「おいしいちば」を実感する千産千消*・旬産旬消の推進
- 2 豊かな自然と豊富な食材に恵まれた「ちば」を体感する「千葉県型グリーン・ブルーツーリズム*」の推進
 - 3 安全・安心な「食」や「食材」の生産と提供の確保
 - 4 食品情報に関する制度の普及啓発と表示の適正化の推進
 - 5 情報を適切に判断し、食を選択する力を養うための啓発と情報の提供

(4)わたし、あなた、みんなへつなぐ輪

- 施策④-1 農業県ちばの特徴をいかした食育政策の検討
- 2 市町村や関係団体等の連携・協力体制の下、地域が一体となつた食育推進体制の整備
 - 3 学校、家庭、地域の連携による食育推進のための「仕組みづくり」、「地域づくり」
 - 4 市町村食育推進計画の策定の促進
 - 5 「ちば型食生活*」の普及啓発
 - 6 ちばの食育推進県民大会（仮称）等のイベントの開催による啓発普及
 - 7 「ちばの食育」ホームページによる食育に関する総合的な情報の提供
 - 8 「ちば食育ボランティア」や「ちば食育サポート企業*」の登録の促進と活動への支援
 - 9 地域での食育活動の核となる「ちばの食育コーディネーター」の育成
 - 10 官民パートナーシップによる新たな食育推進運動の展開
 - 11 環境にやさしいライフスタイルへの転換と「ちばのうまい食材食べきり運動（仮称）」の推進
 - 12 大学等の専門地域を有する機関との連携の強化

(2) 第2次食育推進計画 (平成24年度から平成28年度)

＜新しい計画のポイント＞

展開方向「知っている」から「できる」そして「している」

施策目標「3つの柱」を設定

I 県民が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組める食環境の整備

II 生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成

III ちばの豊かな農林水産業の振興を通じた食育の推進

4つの重点項目の設定

＜千葉県が目指す食育の方向＞（下線部は変更・新規部分）

1 基本目標

「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

2 キャッチフレーズ

「ちばの恵みで まんてん笑顔」

3 ちばの食育の展開方向

本計画では、県民一人ひとりの食育の実践を進め、食育について「知っている」から「できる」そして「している」県民を増やし、基本目標の達成のため、3つの柱のもと総合的に施策を展開します。

（3つの柱：施策目標）

I 県民が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組める食環境の整備

II 生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成

III ちばの豊かな農林水産業の振興を通じた食育の推進

＜ちばの食育を進める施策と環境づくり＞

I 県民が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組める食環境の整備

1 ライフステージ*に応じた食育の推進

（1）次世代における食育の推進【重点】

（2）壮年期・中年期（30～69歳）における食育の推進

（3）高齢期（70歳以上）における食育の推進【新規】

2 望ましい食生活を実践するための正しい知識の普及

（1）食品関連企業と連携した取組の推進

（2）食生活改善を推進する団体等の育成と活動支援

3 「食品」を選ぶ力の育成と正しい情報の提供

（1）食品関連事業者等との連携による情報提供の充実

(2) 食に関する知識の普及と理解促進

Ⅱ 生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成

1 学校における食育の指導体制と指導内容の充実

- (1) 指導体制と指導内容の充実
- (2) 体験活動を取り入れた効果的な食育の推進【新規】
- (3) 栄養教諭*等を中心とした食育の推進【重点】

2 学校給食を活用した食育の充実と地産地消*の推進

- (1) 学校給食の充実
- (2) 「ちば型食生活*」の推進

3 食育を通じた健康状態の改善等の推進

- (1) 生活習慣・食習慣の改善等の推進
- (2) 家庭教育支援・個別指導の充実

Ⅲ ちばの豊かな農林水産業の振興を通じた食育の推進

1 地産地消*を軸とした消費者と生産者の結びつきの強化

- (1) 地産地消*の推進【重点】
- (2) 地域や環境に配慮した食の推進

2 体験や交流による「食」と「農林水産業」の理解促進

- (1) 農林漁業及び食に関する体験活動の促進【新規】
- (2) 都市と農山漁村の交流活動の促進

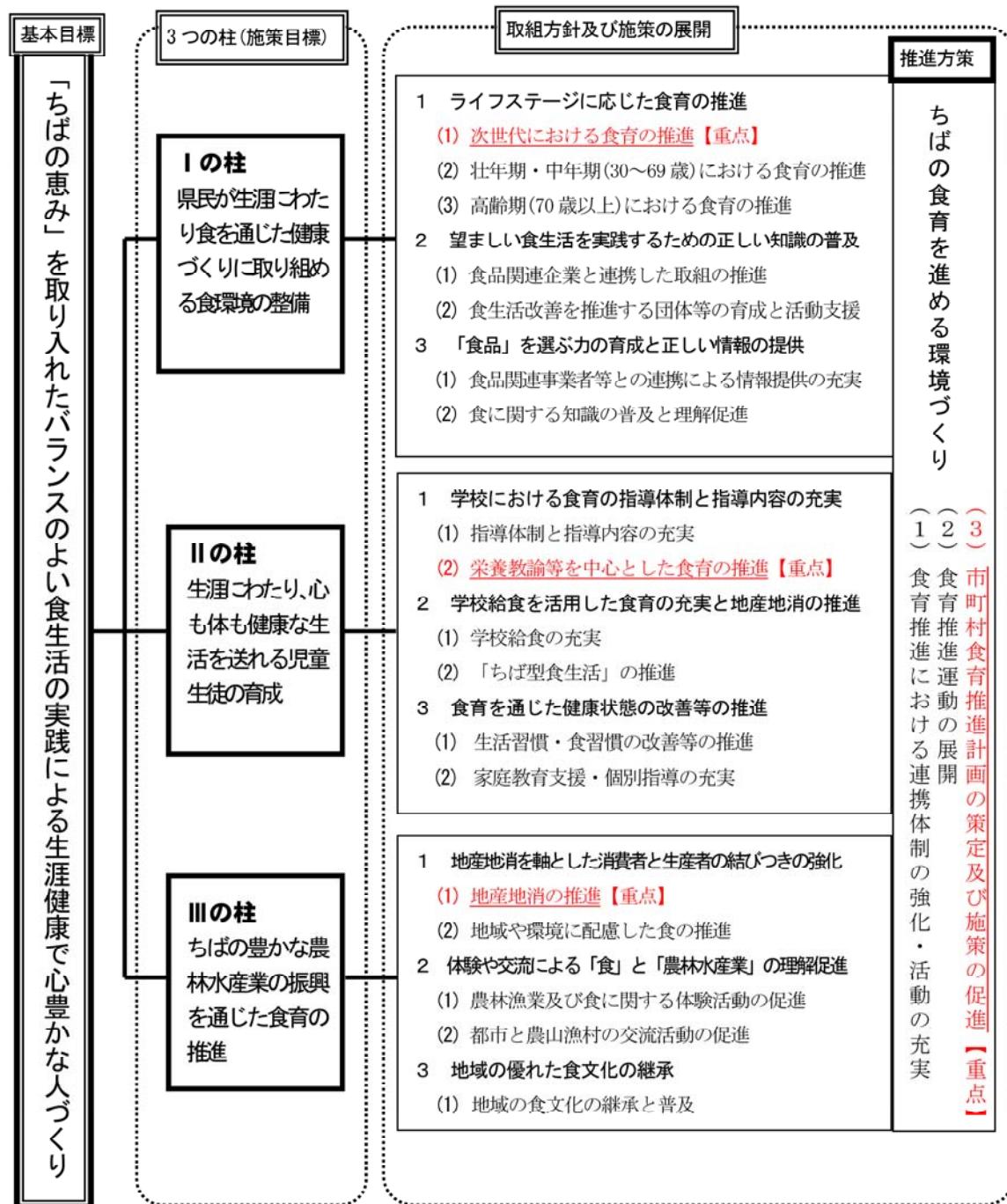
3 地域の優れた食文化の継承

- (1) 地域の食文化の継承と普及

＜ちばの食育を進める環境づくり＞

- 1 食育推進における連携体制の強化・活動の充実
- 2 食育推進運動の展開
- 3 市町村食育推進計画の策定及び施策の促進【重点】

千葉県第2次食育推進計画（体系図）



第2次千葉県食育推進計画より

4 市の計画

(1) 計画の位置づけ

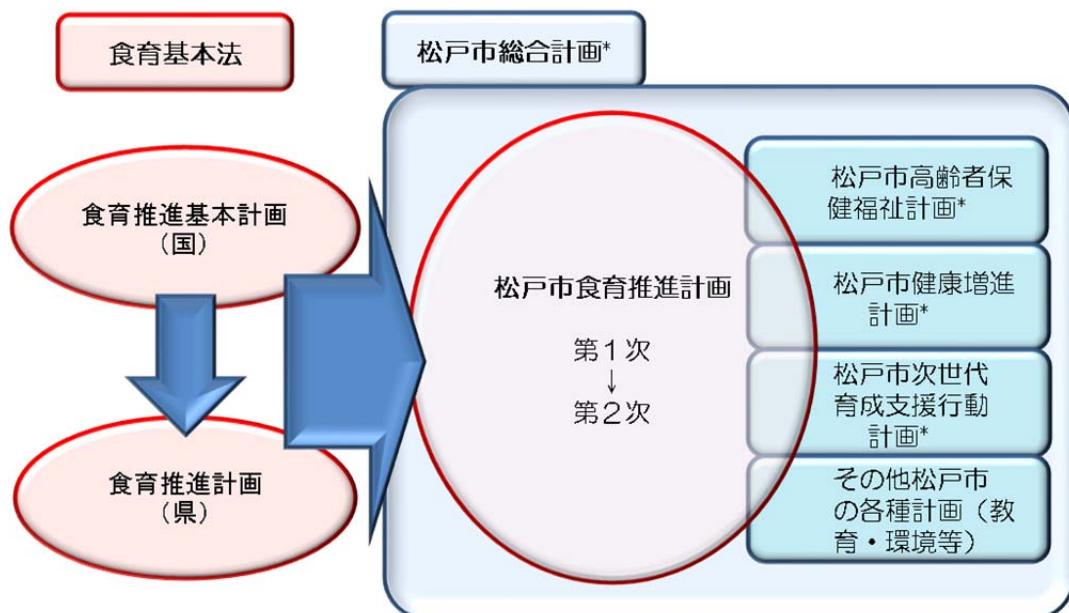
(1) 根拠法令（努力義務）

食育基本法*

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(2) 市の位置づけ



(2) 計画期間

平成 26 年度（2014）～平成 29 年度（2018）の 4 年間

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
法律	施行												
国		←	食育推進基本計画	→	←	食育推進基本計画(第2次)	→						
県				←	食育推進計画	→	←	食育推進計画(第2次)	→				
市				←	食育推進計画	→	←	食育推進計画(第2次)	→				